

令和 7 年度 国民健康保険制度について

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

令和 7 年度の保険税率が変わります

	令和 6 年度				令和 7 年度		
	医療分	後期分	介護分※		医療分	後期分	介護分※
所得割	8.40%	2.75%	2.01%	→	8.41%	2.61%	2.02%
均等割	2万6,600円	8,800円	9,100円		2万7,900円	9,100円	9,200円
平等割	2万7,200円	9,200円	7,200円		2万7,700円	9,100円	7,200円
賦課限度額	65万円	24万円	17万円		66万円	26万円	17万円

※介護分は40～64歳の方に一律で課される保険税です

保険税の軽減判定の基準が見直されました

世帯の所得に応じた「均等割」「平等割」の軽減のうち、2つの段階（5割、2割軽減）の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和 6 年度	→	令和 7 年度
	基準となる所得金額		基準となる所得金額
5割軽減	43万円 + (29万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下		43万円 + (30万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (54万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下		43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

1 年間の保険税額の目安

（一定以上の所得のある人が世帯内に 1 名かつ未就学児を含まない場合の試算）

所得金額	世帯人数	40～64歳の人数	保険税額（年額）		保険税の軽減措置
			令和 6 年度	令和 7 年度	
500 万円	4 人	2 人	80 万 4,600 円	80 万 6,200 円	—
250 万円	4 人	2 人	43 万 5,000 円	43 万 8,100 円	2 割軽減
150 万円	4 人	2 人	24 万 2,400 円	24 万 4,600 円	5 割軽減
150 万円	2 人	0 人	20 万 5,000 円	20 万 6,400 円	2 割軽減
50 万円	2 人	0 人	6 万 1,300 円	6 万 3,000 円	5 割軽減
なし	1 人	0 人	2 万 1,500 円	2 万 2,000 円	7 割軽減

令和 7 年度の国民健康保険税額は、世帯主宛てに 7 月にお知らせします。

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

世帯の所得に応じた均等割の軽減のうち、2つの段階（5割、2割軽減）の範囲が拡充されます。



※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。